安衛法一部改正に伴う特自検基準の対応変更のポイント

Ver5　2026.10.21改訂

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

安衛法一部改正について(特自検関係ポイント)

特定自主検査の方法

改正前

○特定自主検査を含む定期自主検査の適切・有効な実施に必要な厚労大臣指針を公表。
○厚労大臣は、事業者、検査業者、団体に指針に基づく指導等を行うことができる。

改正後（太字部分）

●特定自主検査は、厚労大臣の定める基準（特自検基準）に従って行わなければならない。
(法第４５条第３項)

従前の定期自主検査指針に基づき策定

検査業者の実施義務

○検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うとき、省令に基づく資格を有する者に実施させなければならない。

○検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うとき、省令に基づく資格を有する者に実施させなければならない。
●検査業者は、特自検基準に従って特定自主検査を行わなければならない。
(法第54条の４第２項)

検査業者への行政処分

○厚労大臣又は労働局長は、検査業者が登録基準に適合しなくなった、又は資格者以外に特定自主検査を行わせたとき等に、業務停止命令又は登録取消ができる。

●厚労大臣又は労働局長は、検査業者が資格者以外に特定自主検査を行わせた、又は特自検基準に違反したとき、改善に必要な措置をとるよう命令ができる。(法第54条の６)
○厚労大臣又は労働局長は、検査業者が登録基準に適合しなくなった、資格者以外に特定自主検査を行わせた、特自検基準に違反したときや、改善命令に違反したとき等に、業務停止命令又は登録取消ができる。**(法第54条の７第２項第２・３号)**

このほか、事業場内の特定自主検査について資格を持つ事業者自身が実施できること、個人事業者が混在作業現場で使用する特自検対象機械も検査義務の対象に加えることなどが改正。
各改正項目は令和８年１月施行（個人事業者関係は令和９年４月施行）。

安衛法一部改正について(特自検基準の考え方)

安衛法第45条第３項関係

定期自主検査指針

厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

特定自主検査基準

特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。

［制定の趣旨］

・事業者及び検査業者による適正な特定自主検査の徹底を図ることを目的とするもの

・旧指針を踏まえて所要の文言整理を行った

指針の検査内容から変更になるわけではない

安衛法一部改正について(法令違反の考え方)

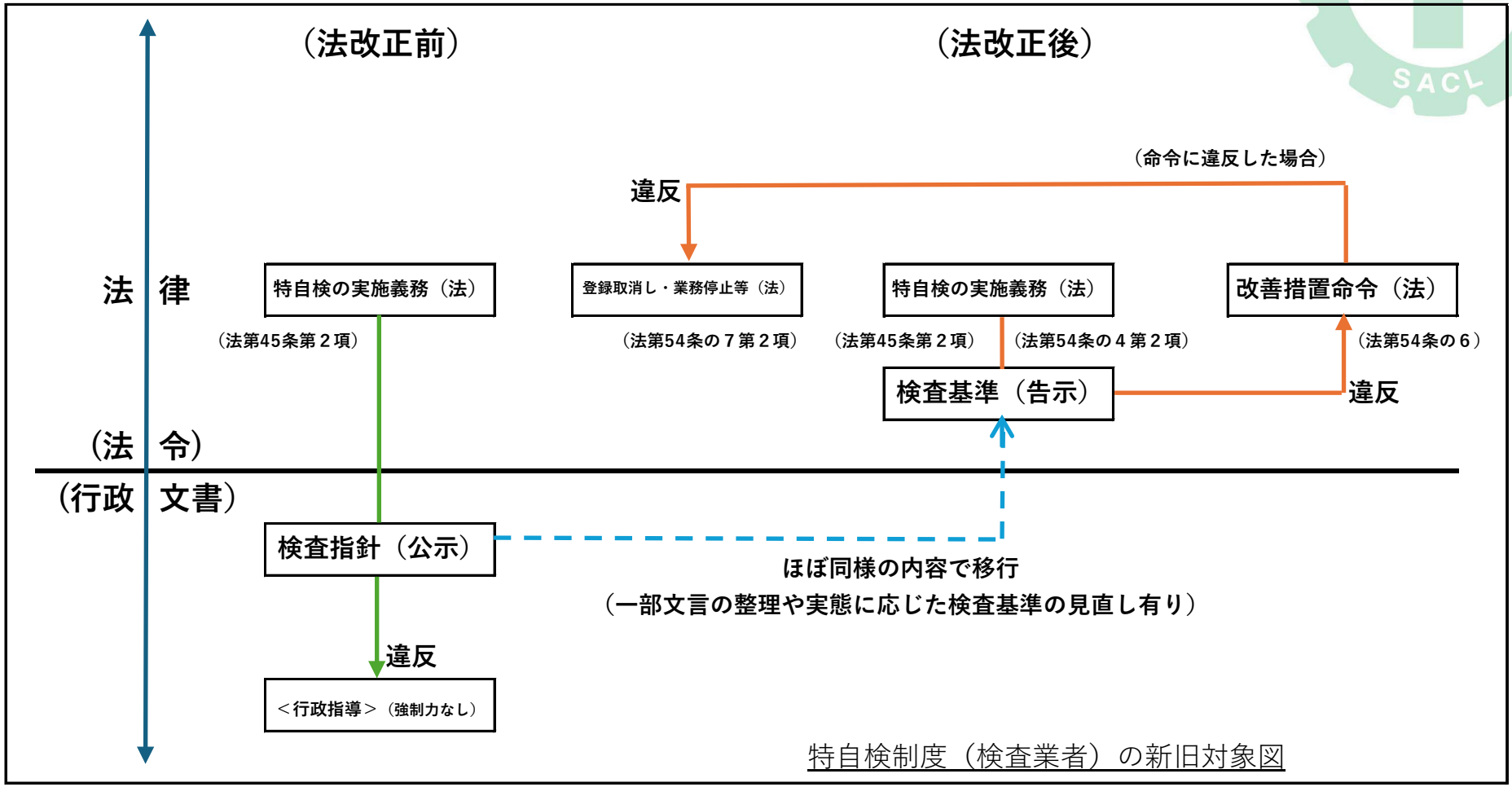

特自検制度（検査業者）の新旧対象図

Point!

検査基準に従って検査を実施することが義務化され、検査業者がこれに違反した場合、法令に基づく行政処分が課される

安衛法一部改正について(個人事業者の取り扱い)

労働安全衛生法の一部が改正されました（令和7年5月14日公布）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律
（令和7年法律第33号）

個人事業者等は、労働者と同一の場所に存在する危険性又は有害性等により、労働者以外の作業従事者と労働者が共通して、危険又は健康障害を生ずるおそれを受ける状態にある場所で他の労働者と作業をする場合は、災害を防止し安全を守るために法が定める諸々の義務を負うことになりました。

【個人事業者等自身への義務付け】（R9.4.1施行）

① **構造規格**や**安全装置**を具備しない機械などの使用の禁止

② **特定の機械**などに対する**定期自主検査**の実施

※個人事業者による定期自主検査の実施方法等については、事業者に対する規定が準用されますが、そのうち、検査結果の記録の保存については、罰則の適用がないとされています。

③ 危険・有害な業務に就く際の**安全衛生教育**の受講

安衛法一部改正について(個人事業者の取り扱い)

このたびの法改正により、**個人事業者等**は、法が定める**「特定の機械」**を使って作業をする場合、当該個人事業者のみしか作業をしない場所で作業をする場合を除き、**特定（定期）自主検査を実施する義務**※を負うことになりました。

※根拠法令

定期自主検査：労働安全衛生法第45条第2項

特定自主検査：労働安全衛生法第45条第3項

検査業者の皆様におかれましては、個人事業者様より特自検実施の依頼を受けた場合は、これまで通り、業務規程に則り、適正に検査を実施頂きますようお願いします。

個人事業者様より特自検実施の要否に関する相談を受けた場合は、**「他の労働者と同一の場所で作業をすることがあるか」**を確認してください。

上記の判断が難しい場合は、最寄りの労働局・監督署に相談して頂くよう、個人事業者様にご依頼ください。

また、個人事業者様に対しては、右記リーフレット等を活用して、特自検制度について説明をして頂きますともに、検査の実施をおすすめください。

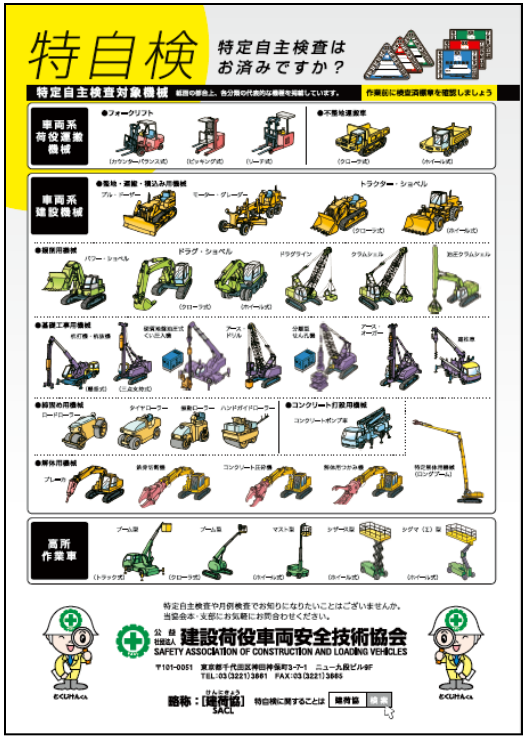

基準化のポイント　その1

文言整理の代表例

目的	旧検査方法・基準	新検査方法・基準
文言の適格化	老化	劣化
	心金	芯金
文言の統一	床板 or 床面	床面
	作動状態 or 作動の適否	作動の適否
文章の明確化	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
主語の明確化	遊びを調べる。	レバーの遊びを調べる。
法令用語として適正化	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること	回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 ※

※　判定基準において「当該車体(又は機械)の構造及び性能に照らし、適正」等とされた項目については、特定自主検査を行う者が、当該車体又は機械の製造者が定める基準値の範囲等を確認し、これに基づき判定するものであること(基発1226第2号)

Point!

引き続き、メーカー基準値にて判定すること

基準化のポイント　その2

エレメントの汚れ及び損傷の有無

旧検査方法	新検査方法
エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は省略することができる。

注意 エアクリーナーは対象外

エンジン	燃料	油圧 サクション・リターン・ライン	エアクリーナー
○	○	○	×

注意 検査しても構わない

定期的に交換されている場合であっても、必要に応じて目視等による確認を行っても差し支えないこと(基発1226第2号)

基準化のポイント　その3

バッテリーの電解液量

旧判定基準	新判定基準
規定範囲内にあること	電解液の量が適正であること。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケーターの表示確認又は電圧を測定することにより、バッテリーの充電状態を確認すること

インジケーターの例

基準化のポイント　その4

バッテリー充電装置

旧検査項目	新検査項目
3．電動機・制御装置等 (５)充電装置	3．電動機・制御装置等 (５)充電装置（車体と一体となっているものに限る）

注意　車体内蔵式は対象

注意　外装式でも検査しても構わない
本体一体となっていない充電装置についても、本体の特定自主検査に合わせて実施することが望ましいこと(基発1226第2号)

基準化のポイント　その5

履帯(クローラベルト)の張り具合

旧検査方法	新検査方法
④履帯をいっぱいに張った状態で、マスターリンクから２リンク以上離れたところの任意の４～５リンク分のピッチ長を調べる ⑤誘導輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、ゆるみを調べる	④　履帯の張り具合を調べる。 [検査基準] ④　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。

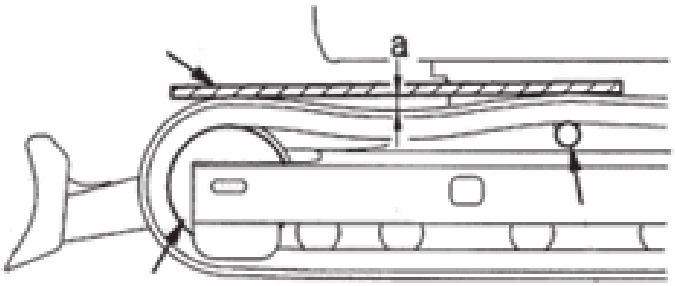

コマツ・CAT

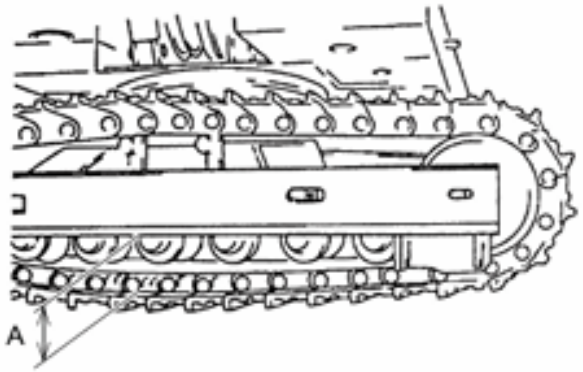

コベルコ・住友・日立・加藤・クボタ・ヤンマー
タダノ・アイチ・AIRMAN

履帯調整装置の伸びしろ：諸岡

基準化のポイント　その6

カップリングの連結部

旧検査方法	新検査方法
連結部取付けボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	連結部取付けボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。 ただし、カップリングを露出させ、又は目視することが困難な構造の場合は、作動中に異音その他異常の有無を調べることによることができる。

点検口(赤枠)

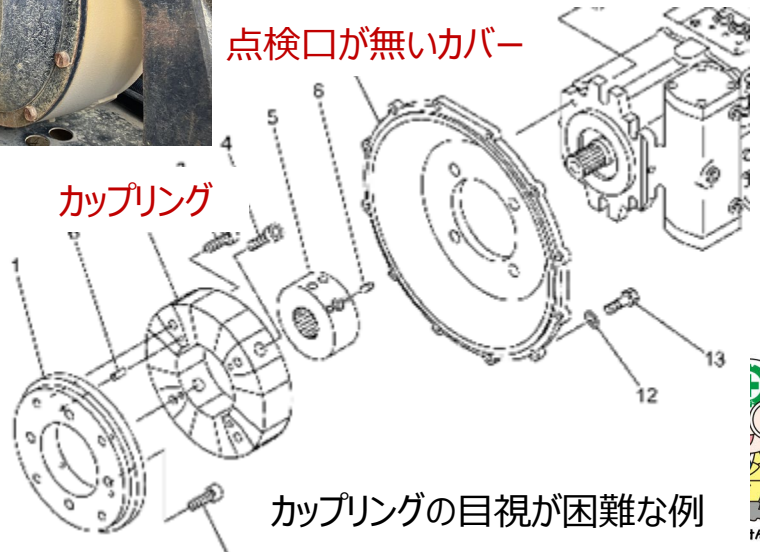

カップリングの目視が困難な例

基準化のポイント　その7

作動油の油量及び汚れの有無

旧検査方法	新検査方法
油量及び油の汚れの有無を調べる。 ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略しても良い	機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法によりオイル管理を行っている場合は、油の汚れの有無の確認を省略することができる。

注意
高所作業車は対象外(従来通りの取り扱い)
基準の上では、油量を含めて省略可となるが、
他機種同様に油量は確認すべき

注意
本体以外のパワーユニットは省略事項無し
・硬質地盤油圧式くい圧入機
・振動パイルドライバー(油圧のものに限る)
・分離型せん孔機

基準化のポイント　その8

駐車ブレーキの効き具合

旧検査方法	新検査方法
③ 駐車ブレーキの効き具合を調べる。	③ 無負荷状態において、20 パーセ ント勾配の床面で、駐車ブレーキ の効き具合を調べる。

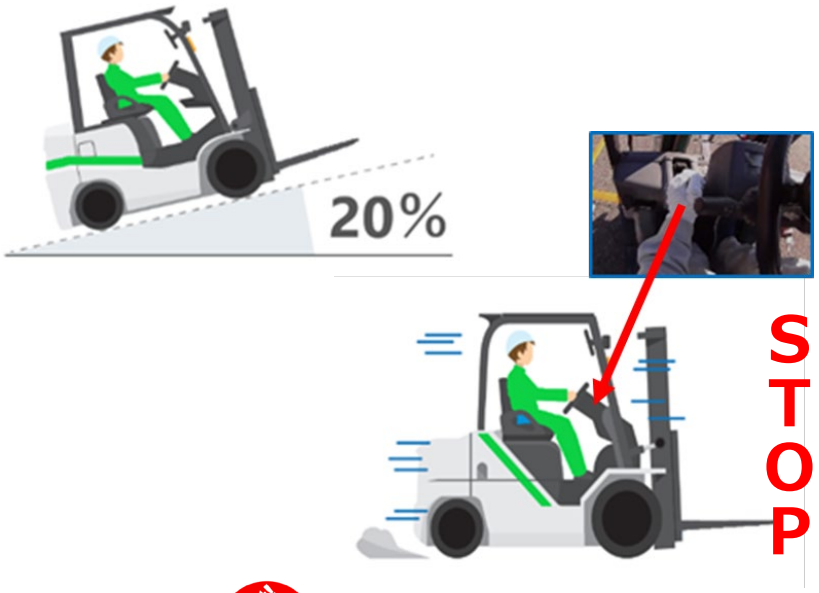

注意

駐車ブレーキの効き具合の検査について、20パーセントの勾配がある場所を確保することが困難な場合、適切な方法で制動力を確認する等により、引き続き検査が可能であること。

(基発0331第11号) 改正令和８年３月31日

Point!

指針の検査内容から変更になるわけではない

基準化のポイント　その9

シートベルトの検査項目の新設(締固め用機械)

検査方法	判定基準
① ベルトの損傷の有無を調べる。 ② シートベルトを締め、バックル の巻取装置のロックの状態を調べ る。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み 及び脱落の有無を調べる。	① 損傷がないこと。 ② 正常にロックされること。 ③ 緩み及び脱落がないこと。

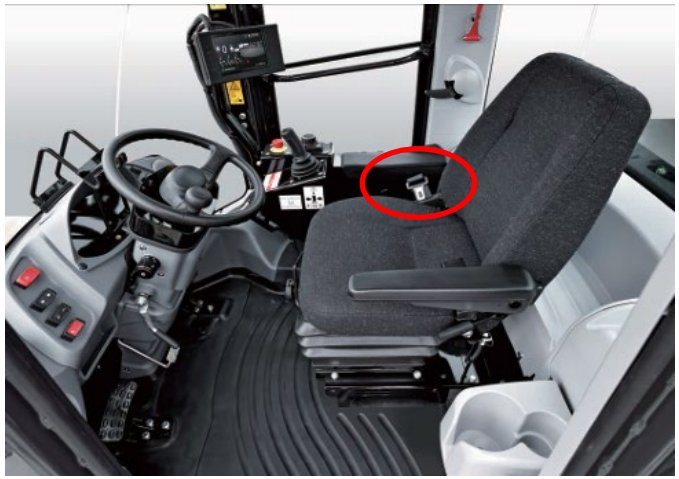

土工用ローラーの装着例

振動ローラーの非装着例

Point!

非装着機械は検査対象外の取り扱い

基準化のポイント適用機種について

№	改　訂　項　目	フォーク	車両系	高所	不整地
2	エレメントの汚れ及び損傷の有無	○	○	○	○
3	バッテリーの電解液量	○	○	○	○
4	バッテリー充電装置	○		○	
5	履帯(クローラベルト)の張り具合		○	○	○
6	カップリングの連結部				○
7	作動油の油量及び汚れの有無	○	△		○
8	駐車ブレーキの効き具合	○	○	○	○
9	シートベルトの検査項目の新設		△ 締固め		

△：一部適用

一部改正に伴う対応の留意点について

1. 基準値表の活用について

メーカー基準値にて判定すること

協会HPで公開されている機種(8機種)

フォークリフト

トラクターショベル(ホイール式)

コンクリートポンプ車

締固め用機械(ローラー式)

油圧ショベル

解体用機械

ブルドーザー

高所作業車

一部改正に伴う対応の留意点について

協会HPで公開していない機種(5機種)

スクレーパー

スクレープ・ドーザー

モーター・グレーダー

基礎工事用機械

不整地運搬車

①掲載されていない機種については製造メーカーに問合せ下さい。

②やむを得ず、当該基準値等が確認できない場合は、同種車体又は機械の基準値その他の検査項目を適切に判定することができる基準値等に基づき判定する必要があること。(基発1226第2号)

一部改正に伴う対応の留意点について

2. 基準が無い機種の取り扱いについて

ずり積み機

バケット掘削機

トレンチャー

ドラグライン

ペーパードレンマシン

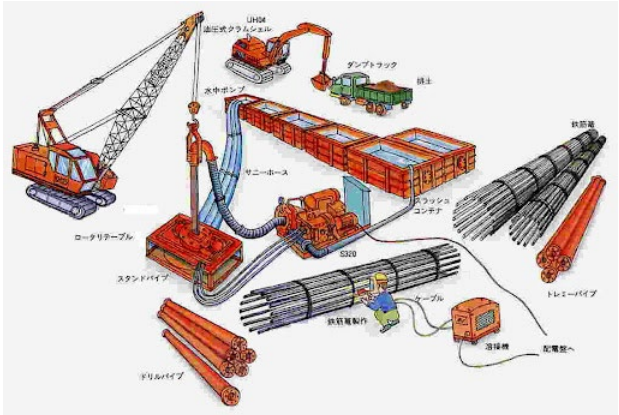

リバースサーキュレーションドリル

労働安全衛生法一部改正について

（２）車両系建設機械の特定自主検査の対象となる構造及び装置

○　全ての車両系建設機械

構造及び装置	
原動機	ディーゼルエンジン、電動機
油圧装置	油圧装置
上部旋回体	原動機（ディーゼルエンジン）、動力伝達装置、操縦装置、油圧装置、操作装置（レバー、ペダル及びスイッチ）、安全装置、車体関係
下部走行体〔クローラ式〕	走行装置、制動装置、油圧装置、車体関係
下部走行体〔トラック式〕	動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、油圧装置、安全装置、車体関係
下部走行体〔ホイール式〕	動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、油圧装置、安全装置、車体関係
ジブ	ラチス構造ジブ、ボックス構造ジブ、シーブ、フックブロック、安全装置等
リーダー、ワイヤロープ	

検査機械の該当構造及び装置のみに基準に従って実施してください。
(従来からの取り扱いと変更無し)

よろしくお願いします

終

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES